二の取繰延ある	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第一リバ済損等）	前日とする	前日とし、恒久的施設を有する外国法人が当該資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は当該受払予定金銭の受取若しくは支払の前に恒久的施設を有しないこととなる場合（同条第三項に規定する政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）にあつてはその有しないこととなる日とする
二の取時価ある	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項

に改める。

第百八十五条から第百九十条までの改正規定（第百八十八条第十四項に係る部分に限る。）中「同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、同条第五項中「合計額（以下」を「同条第四項中「合計額に」に、「。以下」を「）に」に改める。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第一条第三号中「附則第十条」を「附則第九条の二、第十条」に改める。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する経過措置）

第九条の二　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における新令第百八十四条第一項第十七号（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の適用については、同号イ中「十年」とあるのは、「九年」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第十一条第四号の改正規定（「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る部分を除く。）、同令第二十三条第三項第九号の改正規定、同令第六十九条第九項の改正規定及び同令第七十一条第一項第四号の改正規定並びに附則第五条第一項の規定　平成二十七年五月一日

二　第一条中法人税法施行令第百三十九条の四第二項の改正規定及び附則第七条の規定　平成二十七年十月一日

三　第一条中法人税法施行令第百五十五条の四十三第二項第四号の改正規定及び附則第十三条の規定　平成二十八年一月一日

四　第一条中法人税法施行令の目次の改正規定、同令第十四条の四第三項第二号の改正規定、同令第十四条の十一の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同令第二十二条の四の改正規定、同令第百四十一条の二の改正規定、同条の次に六条を加える改正規定、同令第百四十二条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同令第百四十二条の二第七項第三号の改正規定、同令第百四十三条の改正規定、同令第百四十五条の七第一項の改正規定、同令第百四十六条第八項の改正規定、同令第百五十五条の六第一項第一号イの改正規定、同令第百五十五条の二十七第二項の改正規定、同条第五項第二号の改正規定、同令第百五十五条の二十七の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第百五十五条の二十八第三項の改正規定、同令第百五十五条の三十一の改正規定、同令第百五十五条の三十四第八項の改正規定、同令第百五十五条の四十七の改正規定、同令第百七十七条の改正規定、同令第百七十八条第五項の改正規定、同令第百九十条第五項から第七項までの改正規定、同令第三編第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同令第百九十一条の改正規定、同令第百九十三条の改正規定、同令第百九十四条の改正規定、同令第百九十五条第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第百九十六条の改正規定、同令第百九十七条の改正規定、同令第二百六条第三項及び第四項の改正規定並びに同令の本則に一編を加える改正規定並びに附則第九条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定　平成二十八年四月一日

五　第一条中法人税法施行令第百十二条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同令第百十三条の改正規定、同令第百十六条の二第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同令第百五十五条の十九第八項の改正規定、同令第百五十五条の二十の改正規定及び同令第百五十五条の二十一第二項第二号の改正規定　平成二十九年四月一日

六　第一条中法人税法施行令第五条第一項第三号ヌを削る改正規定　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

（経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。